

笠間市プレミアム付商品券 2021 事業 参加店募集のお知らせ

笠間市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売上減少等の影響を受けている市内事業者の支援を図るとともに、地域内における消費喚起と地域経済の早期回復を目的に、多様な店舗で利用できる「笠間市プレミアム付商品券2021」を発行します。

これに伴い、商品券を利用できる取扱店を募集します。



商品券の名称

笠間市プレミアム付商品券2021

発行総額

6億5千万円

発行冊数

50,000冊

販売対象者

令和3年7月1日（基準日）において笠間市の住民基本台帳に記載がある世帯主の方へ購入申込書を郵送します。

購入方法

世帯主による往復ハガキタイプでの事前申込制です。

※商品券の購入案内の詳細については8月2日以降、世帯主宛に通知文を発送しますので、そちらをご覧ください。

販売価格

10,000円/冊 13,000円分（500円券×26枚綴り）

共通券（500円券×12枚）：大型店利用可能（取扱店全店で利用が可能です）

専用券（500円券×14枚）：大型店利用不可（大型店は利用できません）

利用期間

令和3年9月1日（水）～令和4年1月31日（月）まで

お問い合わせ・お申込み

笠間市商工会

WEB 検索は

笠間市商工会

検索

本 所 〒309-1611 笠間市笠間 1464-3

☎ 0296-72-0844

友部事務所 〒309-1705 笠間市東平 2-3-3

☎ 0296-77-0532

岩間事務所 〒319-0294 笠間市下郷 5140

☎ 0299-45-5711

－ 令和3年度 笠間市プレミアム付商品券2021 取扱店募集要項 －

発行の目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、売上減少等の影響を受けている市内事業者の支援を図るとともに、地域内における消費喚起と地域経済の早期回復を目的としています。

取扱店における厳守事項

1. **本事業の取扱店は、県が推奨する「いばらきアマビエちゃん」の登録を必須とします。**
2. 商品券は物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能です。
3. 商品券を現金化及び電子マネー化することはできません。
4. 利用額が商品券の額面に満たない場合でも、釣り銭は出さないでください。
5. 不足分は現金等で受け取ってください。
6. 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
7. 商品券の紛失、盗難及び毀損に対し、笠間市商工会並びに笠間市はその責を一切負いません。
8. 商品券利用者に対し、現金を用いて代金を支払う顧客よりも不利な取り扱いをしないこと。
9. 商品券の利用を見込んで、通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。

商品券での利用の対象にならないもの

1. 国や地方公共団体等への支払い（税金、電気、水道、電話料金の公共料金）や代金決済サービスへの支払い（ネット通販など）
2. 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、収入印紙、官製はがき、プリペイドカード等の換金性の高いもの
3. たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
4. 医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）
5. 取扱店自らの事業上の取引（機材の購入、商品の仕入れ等）
6. 現金との換金、金融機関への預け入れ、電子マネーへの変換（チャージ等）
7. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業への支払い
8. 商品券の交換又は売買
9. 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

取扱店の参加資格

笠間市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、次の1～5に該当する事業者を除いたもので、市内の店舗に限り商品券を利用可能とすることができるものとします。なお、大型店とは店舗面積500㎡以上を指します。

1. 県で登録を推奨している「いばらきアマビエちゃん」の未登録事業者
2. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
3. 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
4. 上記【商品券の利用の対象にならないもの】に記載の取引、商品のみを扱う事業者
5. 役員等が暴力団（暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律暴力団をいう。以下同じ）第77号）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものに該当する事業者

申込手続きについて

1. 申込方法

この「募集要項」及び「同意書」に同意の上、別紙取扱店参加申込書に必要事項を記入し、「いばらきアマビエちゃん感染防止対策宣誓書（写し）」を添えて、下記申込先（①～③のいずれかの窓口）へ持参してください。（FAX 不可） ※但し、プレミアム付商品券事業2020に参加した事業者は添付を省略できます。

「取扱店参加申込書」は笠間市商工会又は笠間市のホームページからダウンロードできるほか、笠間市商工会各事務所及び笠間市商工課で配布します。

※いばらきアマビエちゃんの登録は、茨城県のホームページより行ってください。

<いばらきアマビエちゃんとは？>

「いばらきアマビエちゃん」はガイドラインに沿って感染防止に取り組んでいる事業者を応援するとともに、感染者が発生した場合にその感染者と接触した可能性がある方に対して注意喚起の連絡をすることで、感染拡大の防止を図ることを目的としたシステムです。

2. 申込先【笠間市商工会】

①本所	〒309-1611	笠間市笠間1464-3	TEL:0296-72-0844
②友部事務所	〒309-1705	笠間市東平2-3-3	TEL:0296-77-0532
③岩間事務所	〒319-0294	笠間市下郷5140	TEL:0299-45-5711

3. 登録料 無料

4. 申込期間

令和3年6月21日（月）～

令和3年7月7日（水）までにお申込みいただくと、全世帯向けの商品券購入案内チラシに参加店舗として掲載します。7月8日（木）以降にお申込みいただいた場合は、ホームページ上での掲載のみとなります。

5. その他

- ①笠間市内に複数の店舗（事業所）がある場合には、それぞれ店舗毎に申込みをお願いします。
- ②参加店舗向けポスター等、商品券取扱に必要な備品等については後日配布いたします。
- ③商工会員であり、店舗面積が500㎡未満の事業者は別紙のWチャンス事業対象店舗となります。

【個人情報の提供について】

登録申請に記載された個人情報につきましては、商品券事業に関する業務の範囲内でのみ利用・管理・保管されます。

取扱店の取り消し等

お申込内容に虚偽不備等がある場合には、承認を取り消す場合があります。

また、「募集要項」及び「誓約書」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や参加店舗の承認取り消し、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

換金について

- 換金方法** 令和3年9月13日（月）～令和4年2月10日（木）までの間で、毎月指定した日に商品券を持参していただき、小切手振出（大型店以外）により支払います。
※詳細については、後日取扱店舗に配布します。
※換金期間を過ぎての換金は一切応じられませんのでご注意ください。
- 換金手数料** 無料（会員・非会員問わず）

商品券事業の流れ

